

条 例 議 案 の 概 要

－令和４年３月定例会－

目 次

議案第 16 号	盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について	1
議案第 17 号	盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について	8
議案第 18 号	盛岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について	10
議案第 19 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	12
議案第 20 号	盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第 21 号	盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について	17
議案第 22 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	19
議案第 23 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	28
議案第 24 号	盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について .	37
議案第 25 号	盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する 条例について	39
議案第 26 号	盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について	42
議案第 27 号	盛岡広域都市計画事業浅岸地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例につ いて	49
議案第 28 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について	50
議案第 29 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	53
議案第 30 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	55
議案第 31 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 について	58

議案第 16 号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市役所太田支所の移転及び改修，太田老人福祉センターの移転並びに太田地区活動センターの改修に伴い，盛岡市役所太田支所及び太田老人福祉センターの位置，太田老人福祉センターの開館時間及び休館日並びに太田地区活動センターの施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例（昭和33年条例第22号）の一部改正内容

盛岡市役所太田支所の移転及び改修に伴い，支所の位置を次のとおり改正する。

ア 改修工事の実施に伴う改正（旧 J Aいわて中央厨川活動センターに移転）

改正前	改正後
盛岡市中太田深持 9 番地	盛岡市上厨川字横長根42番地 1

イ 改修工事の終了に伴う改正

改正前	改正後
盛岡市上厨川字横長根42番地 1	盛岡市中太田深持 9 番地

(2) 盛岡市老人福祉センター条例（昭和53年条例第17号）の一部改正内容

太田老人福祉センターの太田地区活動センター内への移転に伴い，太田老人福祉センターの位置及び開館時間等を次のとおり改正する。

ア 位置の改正

改正前	改正後
盛岡市上太田細工 4 番地	盛岡市中太田深持 9 番地

イ 開館時間及び休館日の改正

	改正前	改正後
開館時間	午前 9 時から午後 4 時30分	午前 9 時から午後 9 時
休館日	月曜，祝日，12月30日から 1 月 3 日	12月30日から 1 月 3 日

(3) 盛岡市地区活動センター条例（昭和54年条例第 9 号）の一部改正内容

太田地区活動センターの大規模改修工事に伴い，使用料等について次のとおり改正する。

ア 使用料及び施設区分の改正

第8条使用料別表について、第3集会室の使用料を改めるとともに、第6集会室は老人福祉センターの施設となることから、使用料は生じなくなるため別表から削除する。

(7)改正前

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第2集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
第3集会室	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,000円</u>
第4集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第6集会室	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,000円</u>

(i)改正後

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第2集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
第3集会室	<u>1,400円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,700円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,500円</u>
第4集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

イ 冷房使用料金の追加

太田地区活動センター（体育館を除く）において冷房を使用する場合は、ア(i)の表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料として徴収することとする。

3 施行期日

- (1) 2(1) ア 令和4年6月20日
- (2) 2(1) イ, (2)及び(3) 規則で定める日

【第1条】盛岡市役所支所及び出張所設置条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 第1条 略 （名称及び位置） 第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市上厨川字横長根42番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所繫支所</td><td>盛岡市繫字堂ケ沢36番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </table> 2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所</td><td>盛岡市薮川字外山27番地7</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td><td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </table> 第3条 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和4年6月20日から施行する。	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市上厨川字横長根42番地1	盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ケ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所	盛岡市薮川字外山27番地7	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48	○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略 盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 第1条 略 （名称及び位置） 第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所繫支所</td><td>盛岡市繫字堂ケ沢36番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </table> 2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所</td><td>盛岡市薮川字外山27番地7</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td><td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </table> 第3条 略 附 則 略	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ケ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所	盛岡市薮川字外山27番地7	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48
名称	位置																																																
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																																
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																																
盛岡市役所太田支所	盛岡市上厨川字横長根42番地1																																																
盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ケ沢36番地1																																																
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																																
名称	位置																																																
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																																
盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所	盛岡市薮川字外山27番地7																																																
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16																																																
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48																																																
名称	位置																																																
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																																
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																																
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																																
盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ケ沢36番地1																																																
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																																
名称	位置																																																
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																																
盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所	盛岡市薮川字外山27番地7																																																
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16																																																
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48																																																

【第2条】盛岡市役所支所及び出張所設置条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年 6 月 20 日 条例第22号 改正 略 令和4年 月 日 条例第 号 盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 第1条 略 （名称及び位置） 第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所繫支所</td><td>盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </table> 2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所</td><td>盛岡市蕨川字外山27番地7</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td><td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </table> 第3条 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和4年6月20日から施行する。	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所	盛岡市蕨川字外山27番地7	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48	○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年 6 月 20 日 条例第22号 改正 略 盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 第1条 略 （名称及び位置） 第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td><td>盛岡市上厨川字横長根42番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所繫支所</td><td>盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td><td>盛岡市津志田14地割37番地2</td></tr> </table> 2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td><td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td><td>盛岡市乙部6地割79番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所</td><td>盛岡市蕨川字外山27番地7</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所</td><td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td></tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所</td><td>盛岡市好摩字野中69番地48</td></tr> </table> 第3条 略 附 則 略	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市上厨川字横長根42番地1	盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所	盛岡市蕨川字外山27番地7	盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48
名称	位置																																																
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																																
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																																
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																																
盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1																																																
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																																
名称	位置																																																
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																																
盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所	盛岡市蕨川字外山27番地7																																																
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16																																																
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48																																																
名称	位置																																																
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																																
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																																
盛岡市役所太田支所	盛岡市上厨川字横長根42番地1																																																
盛岡市役所繫支所	盛岡市繫字堂ヶ沢36番地1																																																
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																																
名称	位置																																																
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																																
盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所	盛岡市蕨川字外山27番地7																																																
盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所	盛岡市日戸字鷹高50番地16																																																
盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所	盛岡市好摩字野中69番地48																																																

【第3条】盛岡市老人福祉センター条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																				
○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。 第1条 略 （設置） 第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕町14番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市中太田深持9番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr> <td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr> <td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr> <td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </table> （開館時間） 第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （1）盛岡市立愛宕山老人福祉センター 午前9時から午後9時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては、午後5時）まで （2）盛岡市立都南老人福祉センター 午前10時から午後6時30分まで （3）前2号に掲げるセンター以外のセンター 午前9時から午後9時まで （休館日） 第4条 センターの休館日は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号	○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号 改正 略 盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。 第1条 略 （設置） 第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕町14番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr> <td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr> <td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr> <td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr> <td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </table> （開館時間） 第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （1）盛岡市立愛宕山老人福祉センター 午前9時から午後9時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては、午後5時）まで （2）盛岡市立太田老人福祉センター 午前9時から午後4時30分まで （3）盛岡市立都南老人福祉センター 午前10時から午後6時30分まで （4）前3号に掲げるセンター以外のセンター 午前9時から午後9時まで （休館日） 第4条 センターの休館日は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号
名称	位置																																																																																																																				
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号																																																																																																																				
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市中太田深持9番地																																																																																																																				
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																				
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																				
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																				
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																				
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																				
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																				
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																				
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																				
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																				
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																				
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																				
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																				
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																				
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																																																																																				
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																																																																																				
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																				
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																																																																																				
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																				
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																				
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																				
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																																																																																				
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																																																																																				
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																				
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																																																																																				
名称	位置																																																																																																																				
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号																																																																																																																				
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																																																																																				
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																				
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																				
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																																																																																				
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																				
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																				
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																				
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																				
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																				
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																				
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																				
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																				
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																				
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																				
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																				
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																				
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																																																																																				
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																																																																																				
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																				
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																																																																																				
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																				
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																				
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																				
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																																																																																				
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																																																																																				
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																				
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																																																																																				

改正後	改正前
(1) 盛岡市立愛宕山老人福祉センター 次に掲げる日 ア 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日） イ 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) ██████████ 盛岡市立都南老人福祉センター 次に掲げる日 ア 月曜日（その日が国民の祝日（国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日） イ 国民の祝日（敬老の日を除く。） ウ 12月30日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。） (3) 前2号に掲げるセンター以外のセンター 12月30日から翌年の1月3日までの日 第5条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和4年6月20日から施行する。	(1) 盛岡市立愛宕山老人福祉センター 次に掲げる日 ア 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日） イ 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) ██████████ 盛岡市立太田老人福祉センター及び ██████████ 盛岡市立都南老人福祉センター 次に掲げる日 ア 月曜日（その日が国民の祝日（国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日） イ 国民の祝日（敬老の日を除く。） ウ 12月30日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。） (3) 前2号に掲げるセンター以外のセンター 12月30日から翌年の1月3日までの日 第5条から第17条まで 略 附 則 略

【第4条】盛岡市地区活動センター条例新旧対照表

改正後								改正前							
○盛岡市地区活動センター条例								○盛岡市地区活動センター条例							
昭和54年 3 月 28 日 条例第 9 号								昭和54年 3 月 28 日 条例第 9 号							
改正 略								改正 略							
令和 4 年 月 日 条例第 号															
盛岡市地区活動センター条例								盛岡市地区活動センター条例							
第 1 条から第 7 条まで 略								第 1 条から第 7 条まで 略							
(使用料)								(使用料)							
第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。								第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。							
(1) 私的な催し等を使用するとき。								(1) 私的な催し等を使用するとき。							
(2) 営利又は宣伝を目的とした催し等を使用するとき。								(2) 営利又は宣伝を目的とした催し等を使用するとき。							
(3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。								(3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。							
(4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。								(4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。							
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。								2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。							
第 9 条から第 19 条まで 略								第 9 条から第 19 条まで 略							
附 則 略								附 則 略							
附 則 (令和 4 年条例第 号)															
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。															
別表 (第 8 条関係)								別表 (第 8 条関係)							
区分		午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	正午から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	区分		午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	正午から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
略	略	略		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
太田地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	太田地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第 1 集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第 1 集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第 2 集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		第 2 集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第 3 集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		第 3 集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第 4 集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		第 4 集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第 5 集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第 5 集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
備考								備考							
1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の 5 割に相当する額を使用料として徴収する。								1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の 5 割に相当する額を使用料として徴収する。							
2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1 の場合にあつては、1 に定める額。以下同じ。）の 3 倍に相当する額を使用料として徴収する。								2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1 の場合にあつては、1 に定める額。以下同じ。）の 3 倍に相当する額を使用料として徴収する。							
3 暖房（次に掲げるセンター								3 暖房（青山地区活動センター（体育館を除く。以下同じ。）及び仙北地区活動センター							
）にあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の 3 割に相当する額を暖房料（当該センター								）にあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の 3 割に相当する額を暖房料（青山地区活動センター及び仙北地区活動センター							
）にあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。								）にあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。							
（1） 青山地区活動センター（体育館を除く。）															
（2） 仙北地区活動センター															
（3） 太田地区活動センター（体育館を除く。）															

議案第 17 号

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

民生委員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

民生委員の定数を 595人から 597人に改める。

3 施行期日

令和4年12月1日

4 その他

令和4年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選に合わせ、定数について、各地区民生児童委員協議会及び町内会・自治会長へ調査し、増員の要望があった地区に対して、業務や成り手の状況について聞き取りを行い、調整した結果、2地区各1名を増員とするものである。

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を597人とする。 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号） この条例は、令和4年12月1日から施行する。	○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号 改正 略 盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を595人とする。 附 則 略

議案第 18 号

盛岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

1 制定の趣旨

情報通信技術を活用した行政の推進に資するため、情報通信技術を利用する方法によって手続等を行うために必要となる事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 目的（第1条）

情報通信技術を活用した行政の推進に資するため、情報通信技術を利用する方法によって手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与すること。

(2) 電子情報処理組織による申請等（第3条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができることとする。

また、申請の到達時期を定めるとともに、申請時に必要な署名や使用料・手数料の支払い等において、市長等が定める方法により行うことができることとする。

(3) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとする。

また、処分通知の到達時期を定めるとともに、処分通知等で必要な署名等において、市長等が定める方法により行うことができることとする。

(4) 電磁的記録による縦覧等（第5条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録による縦覧等を行うことができることとする。

(5) 電磁的記録による作成等（第6条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録の作成等により行うことができることとする。

(6) 適用除外（第7条）

申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や許可書等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等について、市長等が定めたものは適用しないこととする。

(7) 添付書面等の省略（第8条）

行政機関間の情報連携等により入手・参照できる情報に関する添付書類について、市長等が定めたうえで添付を不要とする。

※）上記のほか、第2条では用語の定義、第9条では条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続きの状況に係る公表、第10条では条例施行に関し必要な事項を市長等が定めることを規定。

3 施行期日

公布の日

4 その他（用語の説明）

(1) 情報通信技術

ICT（Information and Communication Technology）のことであり、パーソナルコンピュータやスマートフォン、スマートスピーカーなど様々なコンピュータを用いた情報処理や通信技術の総称のこと。

(2) 電子情報処理組織

市の機関が使用するコンピュータ機器や情報システム（周辺機器を含む電子計算器）と、手続きの申請者等（手続きをする者又はその代理人）の使用するコンピュータ機器を、インターネット等の通信回線で接続したオンラインシステム全体のこと。また、それを使用したオンライン手続きのこと。

(3) 電磁的記録

「電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義され、コンピュータで処理可能なデジタルデータのこと。

※）電磁的記録を保存するためのCD-ROM、DVD、USBメモリ、SSD、HDDなどのコンピュータ用メディアや、キャッシュカードの磁気部分などは電磁的記録媒体と呼ばれ、電磁的記録が保存された電磁的記録媒体を電磁的記録物と呼ぶ。

議案第 19 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,447（うち福祉事務所 134）	1,448（うち福祉事務所 138）	1（うち福祉事務所 4）
水道事業及び下水道事業	202	206	4
病院事業	237	238	1
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	84	85	1
学校	230	229	△1
学校以外の教育機関	51	51	0
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,292	2,298	6

3 施行期日

令和4年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市職員定数条例

昭和33年 6 月 20 日 条例第25号

改正 略

令和 4 年 月 日 条例第 号

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。

第 1 条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。

第 2 条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 3 第 4 項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。

第 3 条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,448人	うち138人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第 1 項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	206人	
病院事業	238人	
議会の事務部局	14人	
教育委員会の事務部局	85人	
学校	229人	
学校以外の教育機関	51人	
選挙管理委員会の事務部局	6 人	
監査委員の事務部局	7 人	
農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	2 人	
合計	2,298人	

第 4 条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

（1） 休職を命ぜられた職員

（2） 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員

（3） 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの

（4） 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの

2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、 1 年を超えない期間に限り、定数外とする。

第 5 条 第 3 条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。

附 則 略

附 則（令和 4 年 条例第 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正前

○盛岡市職員定数条例

昭和33年 6 月 20 日 条例第25号

改正 略

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。

第 1 条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。

第 2 条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 3 第 4 項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。

第 3 条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

区分	定数	備考
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,447人	うち134人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第 1 項に規定する福祉事務所員とする。
水道事業及び下水道事業	202人	
病院事業	237人	
議会の事務部局	14人	
教育委員会の事務部局	84人	
学校	230人	
学校以外の教育機関	51人	
選挙管理委員会の事務部局	6 人	
監査委員の事務部局	7 人	
農業委員会の事務部局	12人	
公平委員会の事務部局	2 人	
合計	2,292人	

第 4 条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。

（1） 休職を命ぜられた職員

（2） 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員

（3） 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの

（4） 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの

2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、 1 年を超えない期間に限り、定数外とする。

第 5 条 第 3 条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。

附 則 略

議案第 20 号

盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の例に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業に係る要件を改めるとともに、妊娠又は出産等についての申出があった職員に対する措置等及び育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置について定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を定める。
 - ア 妊娠・出産等を申し出た職員への制度等の個別周知と育児休業の取得についての意向確認を措置すること。
 - イ 育児休業が円滑に取得できるよう、研修の実施や相談体制の整備等を措置すること。

3 施行期日

令和4年4月1日

改正後	改正前
○盛岡市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月24日条例第76号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市職員の育児休業等に関する条例	○盛岡市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月24日条例第76号 改正 略 盛岡市職員の育児休業等に関する条例
第1条 略 (育児休業をすることができない職員)	第1条 略 (育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 育児休業法第6条第1項又は盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年条例第3号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 育児休業法第6条第1項又は盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年条例第3号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員	(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。) ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。) ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
第2条の2から第18条まで 略 (部分休業をすることができない職員)	第2条の2から第18条まで 略 (部分休業をすることができない職員)
第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)	第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。 ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員
第20条から第22条まで 略 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)	第20条から第22条まで 略
第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	
2 任命権者は、職員が前項に規定する事実を申し出たことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置)	
第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備	

改正後	改正前
(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 (委任) 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。	(委任) 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略

議案第 21 号

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

獣医師の初任給調整手当の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

獣医師の初任給調整手当の額の上限を月額4万5,000円から月額6万円に増額する。

3 施行期日

令和4年4月1日

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万8,600円 (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第37条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。 別表第1から別表第3まで 略 参考 略	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万8,600円 (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額4万5,000円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第37条まで 略 附 則 略 別表第1から別表第3まで 略 参考 略

議案第 22 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、国民健康保険税の納税義務者に対して課する被保険者均等割額のうち、未就学児につき算定した被保険者均等割額を減額しようとするものである。

2 改正の内容

国民健康保険税の均等割額は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分で構成されており、そのうち未就学児に賦課されている医療分・後期高齢者支援金分について、それぞれ5割減額するもの。

(1) 未就学児に係る均等割額の減額規定の内容

医療分22,000円を11,000円に、後期高齢者支援金分 6,200円を 3,100円に減額する。

なお、低所得者軽減対象世帯（2・5・7割軽減）の減額については表のとおり。

【改正後の均等割額（年額）】

	医療分	後期高齢者支援金分
軽減なし	11,000円（22,000円）	3,100円（6,200円）
2割軽減	8,800円（17,600円）	2,480円（4,960円）
5割軽減	5,500円（11,000円）	1,550円（3,100円）
7割軽減	3,300円（6,600円）	930円（1,860円）

（ ）内は現行の額

(2) その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

(1) 対象者数等

対象未就学児数 1,190人（令和3年11月時点での推計）

(2) 影響額及び財源内訳

かかる費用のうち、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担

影響額	負担割合		
11,652,780円	国交付額	1/2	5,826,390円
	県交付額	1/4	2,913,195円
	市負担分	1/4	2,913,195円

※市町村負担分に対しては地方交付税措置あり。

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第141条まで 略 (保険税の税率) 第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。この号イ、次項及び第147条第1項において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。この号ウ、次項及び第147条第1項において同じ。))以外の世帯 1世帯について 2万3,900円 イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円 2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円 イ 特定世帯 1世帯について 3,550円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円 3 第139条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の2.5 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,400円 (3) 世帯別平等割 1世帯について6,700円 第143条から第145条まで 略 (保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課) 第146条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第139条第1項の額(第147条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。))を課する。 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで月割をもつて算定した第139条第1項の額を課する。 3 第1項の賦課期日後に第138条第2項の世帯主(以下この項及び次項において「2項世帯主」という。))である保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下この項及び次項において「1項世帯主」という。))となつた場合には、当該1項世帯主となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額から当該1項世帯主となつた者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を当該1項世帯主となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である保険税の納税義務者が2項世帯主となつた場合には、当該2項世帯主となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額を当該2項世帯主となつた者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となつた日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主とな	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第141条まで 略 (保険税の税率) 第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。この号イ、次項及び第147条において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。この号ウ、次項及び第147条において同じ。))以外の世帯 1世帯について 2万3,900円 イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円 2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割 ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円 イ 特定世帯 1世帯について 3,550円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円 3 第139条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の2.5 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,400円 (3) 世帯別平等割 1世帯について6,700円 第143条から第145条まで 略 (保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課) 第146条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第139条第1項の額(第147条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。))を課する。 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで月割をもつて算定した第139条第1項の額を課する。 3 第1項の賦課期日後に第138条第2項の世帯主(以下この項及び次項において「2項世帯主」という。))である保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下この項及び次項において「1項世帯主」という。))となつた場合には、当該1項世帯主となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額から当該1項世帯主となつた者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を当該1項世帯主となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である保険税の納税義務者が2項世帯主となつた場合には、当該2項世帯主となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額を当該2項世帯主となつた者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となつた日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主とな

改正後	改正前
つた場合において、当該２項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。 ５ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下この項及び次項において同じ。）となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第１項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額から当該被保険者となつた者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。 ６ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなつた者がある場合には、当該被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額を当該被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなつた日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなつた場合において、当該被保険者でなくなつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。 ７ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額から当該介護納付金課税被保険者となつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。 ８ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。 第146条の２から第146条の10まで 略 （保険税の減額） 第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１） 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について １万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に	つた場合において、当該２項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。 ５ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下この項及び次項において同じ。）となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第１項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額から当該被保険者となつた者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。 ６ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなつた者がある場合には、当該被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額を当該被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなつた日（国民健康保険法第６条第１号から第８号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなつた場合において、当該被保険者でなくなつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。 ７ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額から当該介護納付金課税被保険者となつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。 ８ 第１項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第１項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。 第146条の２から第146条の10まで 略 （保険税の減額） 第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１） 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について １万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に

改正後	改正前
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円	掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,340円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円

改正後	改正前
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円 2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該未就学児につき算定したもの(前項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円 イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円 ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円 (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円 イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円 ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円 (特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例) 第147条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第140条及び前条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(第146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」及び」とする。 第148条から第150条まで 略 附 則 第1条から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例) 第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合にお	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,240円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円 (特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例) 第147条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第140条及び前条の規定の適用については、第140条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(第146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。 第148条から第150条まで 略 附 則 第1条から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例) 第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合にお

改正後	改正前
額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第35条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 第36条から第42条まで 略 附 則（令和4年条例第 号） 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	額」と、第147条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第35条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条 の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 第36条から第42条まで 略

議案第 23 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

浄化槽清掃業許可申請手数料を廃止し、建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料の額を定めるとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正に伴い、認定長期優良住宅建築等計画建築住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 浄化槽清掃業許可申請手数料の規定を削除する。

(2) 次に掲げる手数料を定める。

ア 要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料の額として、手数料条例別表65の2の8を以下のとおり追加する。

65の2の8 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第 105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料	16万円
--	------------------------	------

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築される住宅の容積率の特例許可申請手数料の額として手数料条例別表65の13を以下のとおり追加する。

65の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画建築住宅の容積率の特例許可申請手数料	16万円
--	---------------------------------	------

3 施行期日

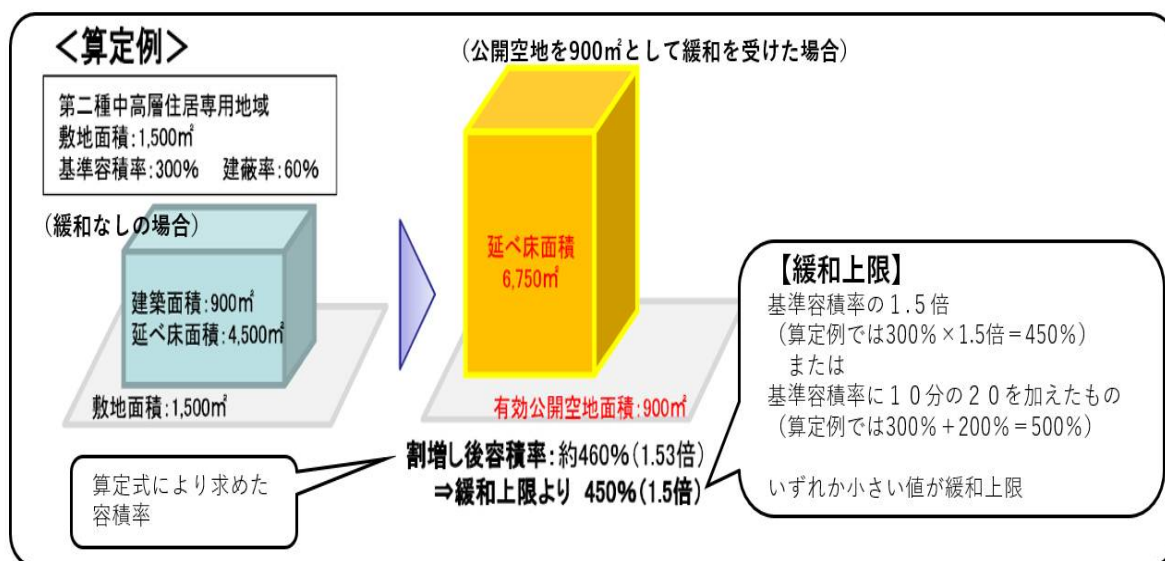
- (1) 2(1) 令和4年4月1日（浄化槽清掃業許可申請手数料）
- (2) 2(2) 公布の日（マンション建替円滑化法及び長期優良住宅普及促進法に基づく容積率の特例許可申請手数料）

4 その他

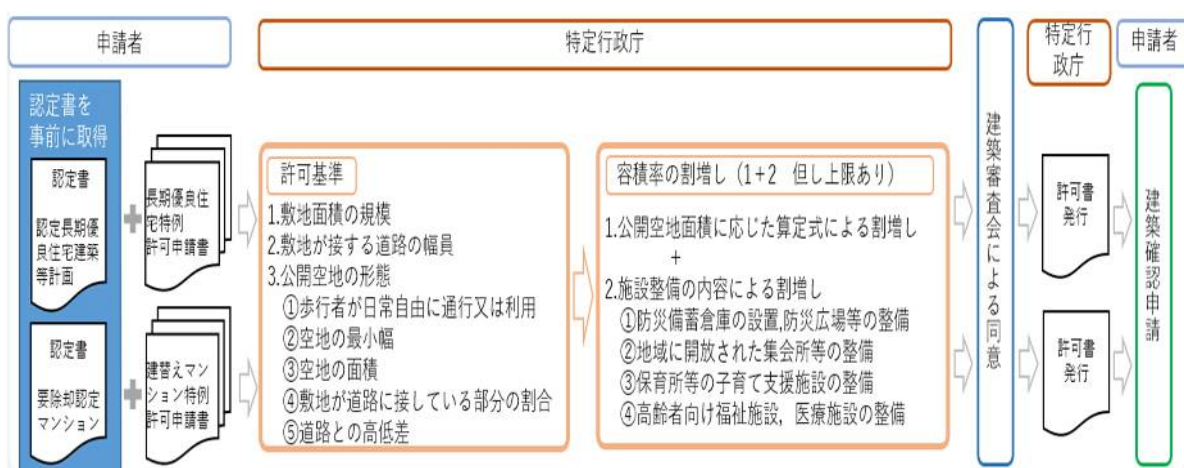
(1) 容積率特例制度の概要

「要除却認定マンション^{※1}の建替えに係る容積率の特例」及び「認定長期優良住宅建築等計画^{※2}に基づき建築される住宅の容積率の特例」共に、一定規模以上の敷地の一部に、一般の歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（以下「公開空地」という。）を設けること等の許可基準に適合する建築計画により、公開空地の面積や形状及び地域の防災や環境等の向上に資する施設の整備等に応じて、特定行政庁の許可による容積率の割増しができるもの。

（参考資料①：容積率緩和の例）



(参考資料②：許可手続きの流れ)



(2) 用語の説明

※ 1 要除却認定マンション

耐震性が不足しているマンション及び耐震性はあるものの基本的なインフラ機能を欠き、適正な管理や改修等による対応が困難な老朽化マンションについて、管理者等の求めに応じ特定行政庁が当該マンションを除却する必要がある旨の認定をしたもの。

※ 2 認定長期優良住宅建築等計画

良質な住宅が長期にわたり良好な状態で使用されることを目的として、構造や設備についての耐震性や省エネルギー等の基準に適合するものとして特定行政庁が認定した計画。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
○盛岡市手数料条例 平成12年 3 月30日条例第29号 改正 略 令和 4 年 月 日条例第 号 盛岡市手数料条例 第 1 条 略 (手数料の徴収等) 第 2 条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 第 3 条から第 9 条まで 略 附 則 略 附 則 (令和 4 年条例第 号) この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 別表中65の 2 の 8 の項を65の 2 の 9 の項とし、65の 2 の 7 の項の次に 1 項を加える改正規定、同表65の11の項を削る改正規定、同表65の12の項の改正規定、同項を同表65の11の項とする改正規定、同表65の13の項の改正規定及び同項を同表65の12の項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定 公布の日 (2) 別表63の項の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日 別表 (第 2 条, 第 4 条関係) <table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 から62まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>63 削除</td><td></td><td></td></tr><tr><td>64から65の 2 の 7 まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>65の 2 の 8 マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成14年法律第78号) 第105条第 1 項の規定に基づく要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</td><td>建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料</td><td>16万円</td></tr><tr><td>65の 2 の 9 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第 87号) 第42条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査</td><td>引取業者登録申請手数料</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>65の 3 から65の10まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>65の11 長期優良住宅</td><td>長期優良住宅建築等</td><td>認定申請 1 件につき、第</td></tr></table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から62まで 略			63 削除			64から65の 2 の 7 まで 略			65の 2 の 8 マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成14年法律第78号) 第105条第 1 項の規定に基づく要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料	16万円	65の 2 の 9 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第 87号) 第42条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,500円	65の 3 から65の10まで 略			65の11 長期優良住宅	長期優良住宅建築等	認定申請 1 件につき、第	○盛岡市手数料条例 平成12年 3 月30日条例第29号 改正 略 盛岡市手数料条例 第 1 条 略 (手数料の徴収等) 第 2 条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 第 3 条から第 9 条まで 略 附 則 略 別表 (第 2 条, 第 4 条関係) <table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>1 から62まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>63 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第35条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査</td><td>浄化槽清掃業許可申請手数料</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>64から65の 2 の 7 まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>65の 2 の 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第 87号) 第42条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査</td><td>引取業者登録申請手数料</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>65の 3 から65の10まで 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>65の11 削除</td><td></td><td></td></tr><tr><td>65の12 長期優良住宅</td><td>長期優良住宅建築等</td><td>認定申請 1 件につき、第</td></tr></table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から62まで 略			63 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第35条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	5,000円	64から65の 2 の 7 まで 略			65の 2 の 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第 87号) 第42条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,500円	65の 3 から65の10まで 略			65の11 削除			65の12 長期優良住宅	長期優良住宅建築等	認定申請 1 件につき、第
手数料を徴収する事務	名称	金額																																															
1 から62まで 略																																																	
63 削除																																																	
64から65の 2 の 7 まで 略																																																	
65の 2 の 8 マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成14年法律第78号) 第105条第 1 項の規定に基づく要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料	16万円																																															
65の 2 の 9 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第 87号) 第42条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,500円																																															
65の 3 から65の10まで 略																																																	
65の11 長期優良住宅	長期優良住宅建築等	認定申請 1 件につき、第																																															
手数料を徴収する事務	名称	金額																																															
1 から62まで 略																																																	
63 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第35条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	5,000円																																															
64から65の 2 の 7 まで 略																																																	
65の 2 の 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第 87号) 第42条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,500円																																															
65の 3 から65の10まで 略																																																	
65の11 削除																																																	
65の12 長期優良住宅	長期優良住宅建築等	認定申請 1 件につき、第																																															

改正後			改正前		
宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	計画認定申請手数料	1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同条第5項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円 イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画 7万2,000円 （確認書の提出がある場合にあっては、1万円） ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円） （イ）床面積の合計が500平方メートル	宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	計画認定申請手数料	1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の13の項において同じ。）の新築に係る計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同条第5項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円 イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画 7万2,000円 （確認書の提出がある場合にあっては、1万円） ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の13の項において同じ。）の新築に係る計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円） （イ）床面積の合計が500平方メートル

改正後				改正前			
			を超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円） （ウ）床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円） （エ）床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6万1,000円） （オ）床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、10万4,000円） （カ）床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、17万1,000円） （キ）床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、21万円） （ク）床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22万4,000円）				を超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円） （ウ）床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円） （エ）床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6万1,000円） （オ）床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、10万4,000円） （カ）床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、17万1,000円） （キ）床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、21万円） （ク）床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22万4,000円）
		エ	共同住宅等の増築			エ	共同住宅等の増築

改正後				改正前			
			又は改築に係る計画次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円（確認書の提出がある場合にあっては、1万9,000円） (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円（確認書の提出がある場合にあっては、3万4,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 52万8,000円（確認書の提出がある場合にあっては、4万9,000円） (エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円（確認書の提出がある場合にあっては、9万1,000円） (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円（確認書の提出がある場合にあっては、15万5,000円） (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円（確認書の提出がある場合にあっては、25万6,000円） (キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円（確認書の提出がある場合にあっては、31万5,000円） (ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの				又は改築に係る計画次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円（確認書の提出がある場合にあっては、1万9,000円） (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円（確認書の提出がある場合にあっては、3万4,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 52万8,000円（確認書の提出がある場合にあっては、4万9,000円） (エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円（確認書の提出がある場合にあっては、9万1,000円） (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円（確認書の提出がある場合にあっては、15万5,000円） (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円（確認書の提出がある場合にあっては、25万6,000円） (キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円（確認書の提出がある場合にあっては、31万5,000円） (ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの

改正後				改正前			
			525万2,000円（確認書の提出がある場合にあっては、33万5,000円） (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の12の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の12の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額				525万2,000円（確認書の提出がある場合にあっては、33万5,000円） (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の13の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の13の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額
65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の新築に係る計画の変更 65の11の項の右欄第1号アに定める額 イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画の変更 65の11の項の右欄第1号イに定める額 ウ 共同住宅等の新築に係る計画の変更 65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号ウ(ア)		65の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の新築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号アに定める額 イ 一戸建ての住宅の増築又は改築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号イに定める額 ウ 共同住宅等の新築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の12の項の右欄第1号ウ(ア)	

改正後				改正前			
		から(ク)までに定める額 エ 共同住宅等の増築又は改築に係る計画の変更 65の11の項の右欄第1号エ(ア) から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額				から(ク)までに定める額 エ 共同住宅等の増築又は改築に係る計画の変更 65の12の項の右欄第1号エ(ア) から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の12の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額	
65の13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画建築住宅の容積率の特例許可申請手数料		16万円				
65の14から74まで略				65の14から74まで略			

議案第 24 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
65億 7,547万 5,810円	65億 5,407万 4,160円

3 施行期日

公布の日

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 第1条 略 (基金の額) 第2条 基金の額は、65億5,407万4,160円とする。 第3条から第7条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号 改正 略 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 第1条 略 (基金の額) 第2条 基金の額は、65億7,547万5,810円とする。 第3条から第7条まで 略 附 則 略

議案第 25 号

盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

都市計画法（昭和43年法律第 100号）の改正に伴い開発許可をする土地の区域の要件を改めるとともに、開発許可に係る要件に該当する土地の区域を市長が指定することとしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 条例区域から除外する土地の区域の追加

都市計画法第34条第11号の規定に基づく条例区域から、次の区域を新たに除外する。

ア 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第7条第1項）

イ 浸水想定区域（水防法第15条第1項第4号）のうち規則で定める事項を勘案した区域

(2) 条例区域の明確化及び適正化

市街化区域からの距離及び建築物の連たん区域について、次のとおり見直すこととし、条例区域は市長が定めるものとする。また、災害リスクを軽減する観点から規則で定める除外区域を追加する。

ア 市街化区域からの距離について

既成市街地から連続し一体的な日常生活圏を構成している区域の目安である 500メートルとする。

イ 建築物の50戸連たん区域について

現行基準における戸数密度を目安とし、道路又は河川その他の地物で囲まれた区域とする。

3 施行期日

(1) 2 (1) 令和4年4月1日（条例区域から除外する土地の区域の追加）

(2) 2 (2) 令和4年7月1日（条例区域の明確化及び適正化）

4 その他

近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、開発規制について災害リスクを重視する観点から、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）により都市計画法等が改正され、市街化調整区域においては、特例的に開発及び建築を認める都市計画法第34条第11号及び第12号の規定に基づく条例区域に災害リスクの高いエリアを含まないこととされたことにより、

令和４年４月１日の法施行に合わせ条例の一部改正を行う必要があるものである。

また、この改正に合わせ、土地所有者等が区域を容易に認識することができるよう条例区域を明確化するとともに、災害リスクを軽減する観点から区域の適正化を図るものである。

盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例 平成17年 9 月30日条例第26号	○盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例 平成17年 9 月30日条例第26号
改正 略	改正 略
令和 4 年 月 日条例第 号	
盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例	盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例
第 1 条 略	第 1 条 略
(法第34条第11号の規定に基づき条例で指定する土地の区域)	(法第34条第11号の規定に基づき条例で指定する土地の区域)
第 2 条 法第34条第11号の規定に基づき条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域のうち市長が指定するものと	第 2 条 法第34条第11号の規定に基づき条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する区域と
する。	する。
(1) 市街化区域からおおむね500メートル以内に存すること。	(1) 市街化区域からおおむね1キロメートル以内に存すること。
(2) 50以上の建築物が道路、河川その他の地物で囲まれた区域内で連たんしていること。	(2) 50以上の建築物が敷地相互の間隔が50メートル以内で連たんしていること。
(3) 雨水の適切な処理及び汚水の公共下水道若しくは農業集落排水施設への排出又は浄化槽による処理ができること。	(3) 雨水の適切な処理及び汚水の公共下水道若しくは農業集落排水施設への排出又は浄化槽による処理ができること。
(4) 次に掲げる土地の区域	(4) 令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則
を含まないこと。	で定めるものを含まないこと。
ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域	
イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域	
ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域	
エ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深その他の規則で定める事項を勘案して、洪水又は同法第2条第1項に規定する雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、市民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域	
オ 令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの	
第3条から第6条まで 略	第3条から第6条まで 略
附 則 略	附 則 略
附 則（令和4年条例第 号）	
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（第4号に係る部分を除く。）は、同年7月1日から施行する。	
2 改正後の盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例第2条（第4号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第43条第1項の許可について適用し、同日前に行われた申請に係るこれらの許可については、なお従前の例による。	
3 改正後の盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例第2条（第4号に係る部分を除く。）の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に行われる申請に係る都市計画法第29条第1項及び第43条第1項の許可について適用し、同日前に行われた申請に係るこれらの許可については、なお従前の例による。	

議案第 26 号

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

特別用途地区として新たに設定される前潟小売店舗地区内の建築物の用途を制限しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 「前潟小売店舗地区」の対象区域

用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更する区域。（別紙 1 参照）

(2) 「前潟小売店舗地区」の制限内容

中心市街地活性化の観点から基本的に従前の「第 2 種特別業務地区」の建築物の用途制限を継続させ、商業利用の制限を行い、商業床面積の上限を現状建築物程度に設定するもの。

店舗、飲食店等に類する用途に供する建築物については、その用途に供する部分の床面積の合計の上限を現状建築物程度の 6 万 5,000 平方メートルとし、JR 田沢湖線新駅設置に伴う公共交通施策のさらなる推進を図るため、公共交通の利用の促進に寄与する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）がとられているものとして市長の認定を受けた建築物にあっては、7 万平方メートルを上限として市長が認める面積とするもの。（別紙 2 参照）

(3) 公共交通利用促進措置により市長が認める床面積の上限の上乗せ

新駅の駅前広場が狭小なため、鉄道と他の交通との接続等が課題となっていることから、民間事業者との連携により解決を図ろうとするものである。具体的には、民間事業者による平日におけるパークアンドライドのための駐車場整備、バス待合室やバス停留所上家の設置等の公共交通利用促進措置の実施を促すため、その措置の内容に応じて商業床面積をインセンティブとして設定する。インセンティブは、もりおか交通戦略に掲げる自家用車利用者数の割合の削減目標を基に、前潟地区から中心市街地へ向かう自家用車利用台数を 270 台程度削減することを目標に設定し、これに見合う商業床面積の 5,000 平方メートルを上乗せの上限とする。（別紙 3 参照）

3 施行期日

前潟小売店舗地区の都市計画変更の告示の日から施行する。

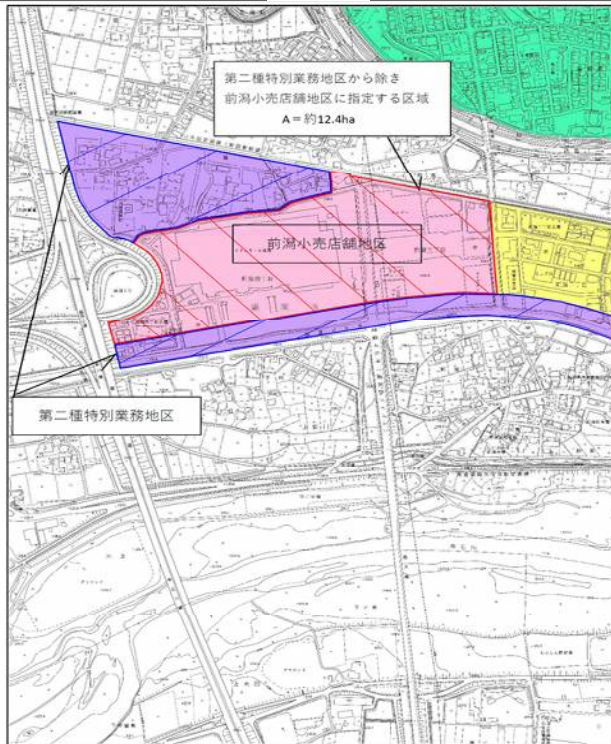
特別用途地区の変更について

盛岡広域都市計画特別用途地区 計画図新旧対照（前潟地区）

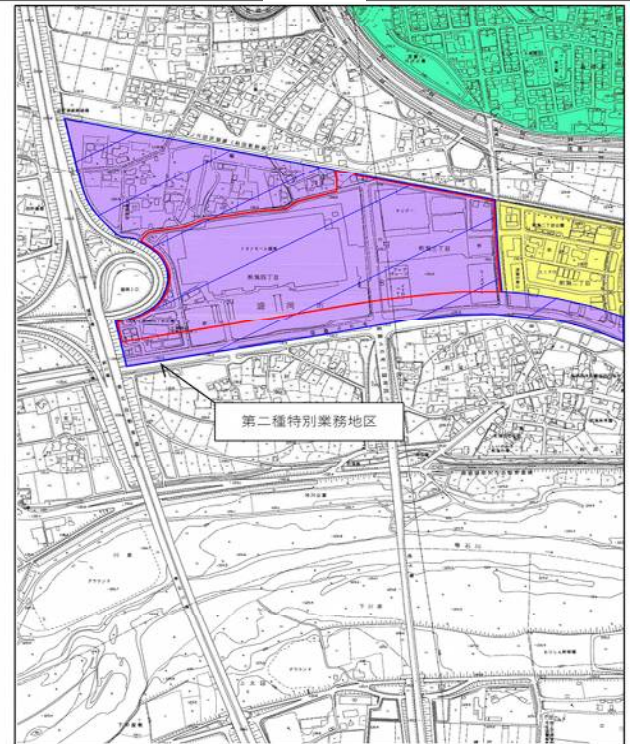
凡 例

変更箇所

変更後



変更前



特別用途地区（前潟小売店舗地区）の制限内容について

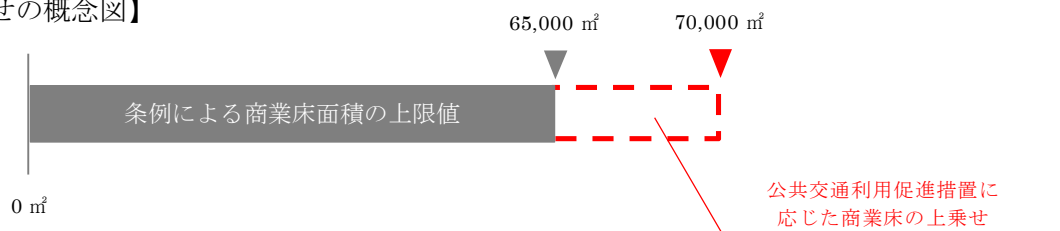
変更後（近隣商業地域）	変更前（準工業地域）
前潟小売店舗地区内に建築してはならないもの	第2種特別業務地区内に建築してはならないもの
(1) ホテル又は旅館 (2) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (3) 学校 (4) 病院 (5) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物 (6) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (9) カラオケボックスその他これに類するもの (10) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が6万5,000平方メートル（別途定める公共交通利用促進措置に係る規則に基づく認定を受けた建築物にあっては、7万平方メートルを上限に市長が認めた面積）を超えるもの	(1) ホテル又は旅館 (2) キャンパレー、料理店その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (4) 学校 (5) 病院 (6) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物 (7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (8) 図書館、博物館その他これらに類するもの (9) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
※「キャンパレー、料理店その他これらに類するもの」は、近隣商業地域の用途制限により建築不可となっている。	

公共交通利用促進措置による商業床面積の上限の上乗せについて

1 商業床面積の上限の上乗せの考え方

新駅の設置による交通結節機能及び公共交通利用の一層の向上を図るためには、周辺商業施設との連携が必要となる。特に、駅前広場が十分な広さや整形な形状を確保することが困難な状況から、バスや自転車又は自家用車との接続に課題があるため、周辺商業施設におけるパークアンドライド等の公共交通施策に寄与する取組を実施する事業者に対しては、当該施策への貢献の評価を適正に行うことにより、商業床面積の上限の上乗せを可能にするものである。

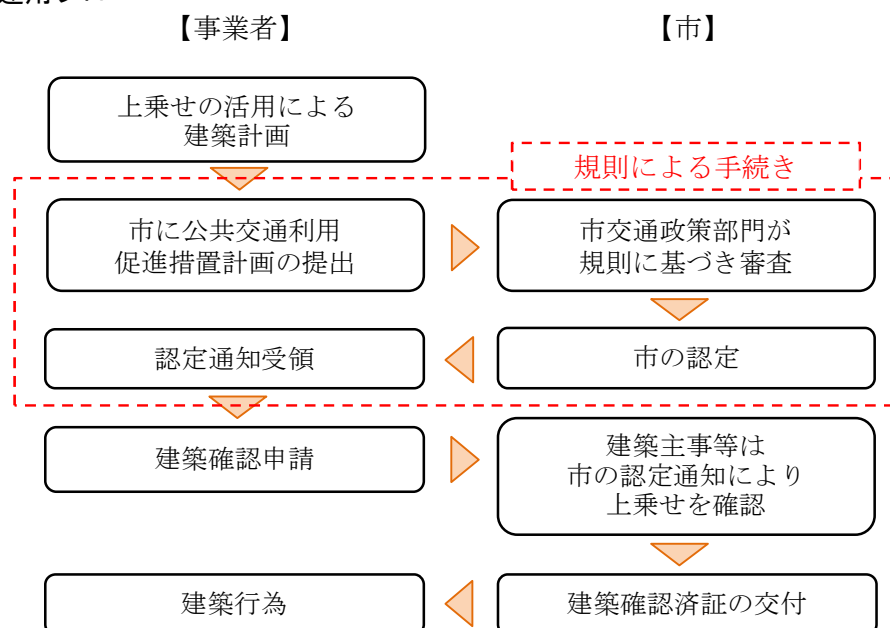
【上乗せの概念図】



2 公共交通利用促進措置及び加算面積の基準（案）

公共交通利用促進措置	平日におけるパークアンドライドの導入
	店舗等内での鉄道発着時間のアナウンス
	鉄道駅の案内マップ表示
	鉄道駅時刻表等公共交通情報冊子等の配布
	バス停の案内マップ表示
	バス停の時刻表等公共交通情報冊子等の配布
	バス待合室、バス停上屋、専用バスロータリー、バス待機所等の設置
	カーシェアリングの導入
	サイクルシェアリングの導入
	その他の公共交通利用促進措置

3 上乗せの運用フロー



盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前				
○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成 7 年 9 月 29 日条例第 35 号 改正 略 令和 4 年 月 日条例第 号 盛岡市特別用途地区建築制限条例	○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成 7 年 9 月 29 日条例第 35 号 改正 略 盛岡市特別用途地区建築制限条例				
第 1 条 略 (建築の制限等)	第 1 条 略 (建築の制限等)				
第 2 条 第 1 種特別業務地区内、第 2 種特別業務地区内、第 3 種特別業務地区内、第 4 種特別業務地区内、特別工業地区内及び前潟小売店舗地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がこれらの地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。	第 2 条 第 1 種特別業務地区内、第 2 種特別業務地区内、第 3 種特別業務地区内、第 4 種特別業務地区内及び特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がこれらの地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。				
2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、当該許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、盛岡市建築審査会の意見を聴かなければならない。	2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、当該許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、盛岡市建築審査会の意見を聴かなければならない。				
3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行うときは、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の 3 日前までに告示しなければならない。 (建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)	3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行うときは、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の 3 日前までに告示しなければならない。 (建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)				
第 3 条 建築物の敷地が第 1 種特別業務地区、第 2 種特別業務地区、第 3 種特別業務地区、第 4 種特別業務地区、特別工業地区内又は前潟小売店舗地区内の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半がこれらの地区に属するときは当該敷地の全部について前条第 1 項の規定を適用し、当該敷地の過半がこれらの地区に属しないときは当該敷地の全部について同項の規定は適用しない。	第 3 条 建築物の敷地が第 1 種特別業務地区、第 2 種特別業務地区、第 3 種特別業務地区、第 4 種特別業務地区又は特別工業地区内の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半がこれらの地区に属するときは当該敷地の全部について前条第 1 項の規定を適用し、当該敷地の過半がこれらの地区に属しないときは当該敷地の全部について同項の規定は適用しない。				
第 4 条 略 (公共交通の利用の促進に寄与する措置に係る建築物の認定)	第 4 条 略				
第 5 条 市長は、建築主の申請により、前潟小売店舗地区内で建築が行われる建築物が、その敷地内において公共交通の利用の促進に寄与する措置がとられているものである旨の認定をすることができる。					
2 前項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、規則で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。 (委任)	(委任)				
第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 (罰則)	第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 (罰則)				
第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 2 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者 (設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) (2) 第 2 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (3) 法第 87 条第 2 項において準用する第 2 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者	第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 2 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者 (設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) (2) 第 2 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (3) 法第 87 条第 2 項において準用する第 2 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者				
第 8 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。 附 則 略 附 則 (令和 3 年条例第 号) この条例は、前潟小売店舗地区に係る都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から施行する。	第 7 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。 附 則 略				
別表 (第 2 条関係)	別表 (第 2 条関係)				
<table border="1"> <tr> <td>第 1 種特別業務地区内に建築してはならない建築物</td><td> (1) 第 2 種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの (第 6 号及び第 11 号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅 (延べ面積の 2 分の 1 未満を住居の用に供し、かつ、法第 48 条第 11 項及び第 2 条第 1 項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する </td></tr> </table>	第 1 種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第 2 種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの (第 6 号及び第 11 号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅 (延べ面積の 2 分の 1 未満を住居の用に供し、かつ、法第 48 条第 11 項及び第 2 条第 1 項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する	<table border="1"> <tr> <td>第 1 種特別業務地区内に建築してはならない建築物</td><td> (1) 第 2 種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの (第 6 号及び第 11 号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅 (延べ面積の 2 分の 1 未満を住居の用に供し、かつ、法第 48 条第 11 項及び第 2 条第 1 項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する </td></tr> </table>	第 1 種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第 2 種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの (第 6 号及び第 11 号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅 (延べ面積の 2 分の 1 未満を住居の用に供し、かつ、法第 48 条第 11 項及び第 2 条第 1 項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する
第 1 種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第 2 種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの (第 6 号及び第 11 号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅 (延べ面積の 2 分の 1 未満を住居の用に供し、かつ、法第 48 条第 11 項及び第 2 条第 1 項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する				
第 1 種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第 2 種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの (第 6 号及び第 11 号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅 (延べ面積の 2 分の 1 未満を住居の用に供し、かつ、法第 48 条第 11 項及び第 2 条第 1 項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する				

改正後			改正前		
		もの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物 でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの			もの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物 でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館 (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (4) 学校 (5) 病院 (6) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 (7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (8) 図書館、博物館その他これらに類するもの (9) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの		第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館 (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (4) 学校 (5) 病院 (6) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 (7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (8) 図書館、博物館その他これらに類するもの (9) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	
第3種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第1号から第4号までに掲げるもの (2) 物品販売業（自動車又はその部品の販売業を除く。）を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 前号に掲げるもののほか、第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第11号に掲げるもの		第3種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第1号から第4号までに掲げるもの (2) 物品販売業（自動車又はその部品の販売業を除く。）を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) 前号に掲げるもののほか、第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第11号に掲げるもの	
第4種特別業務地区内に建築してはならない建築物	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの		第4種特別業務地区内に建築してはならない建築物	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	
特別工業地区内に建築してはならない建築物	(1) 次に掲げる事業を営む工場 ア アセチレンガスをを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量10リットル未満のもの又は溶解アセチレンガスをを用いるものを除く。） イ 印刷用インキの製造 ウ 原動機を使用する塗料の吹付け エ 原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨（2台以下の研磨機によるものにあつては、工具研磨を除く。） オ コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの カ 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属プレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断 キ 印刷用平版の研磨 ク 原動機を使用するセメント製品の製造 ケ ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの コ 木材の引割り若しくはかんな削り、裁縫、機		特別工業地区内に建築してはならない建築物	(1) 次に掲げる事業を営む工場 ア アセチレンガスをを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量10リットル未満のもの又は溶解アセチレンガスをを用いるものを除く。） イ 印刷用インキの製造 ウ 原動機を使用する塗料の吹付け エ 原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨（2台以下の研磨機によるものにあつては、工具研磨を除く。） オ コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの カ 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属プレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断 キ 印刷用平版の研磨 ク 原動機を使用するセメント製品の製造 ケ ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの コ 木材の引割り若しくはかんな削り、裁縫、機	

改正後		改正前	
	織，撚(ねん)糸，組ひも，編物，製袋又はやすりの目立てで出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの サ 製針又は石材の引割りで出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの シ 合成樹脂の射出成形加工 ス 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削 セ メッキ ソ 原動機を使用する印刷 タ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工 チ タンブラーを使用する金属の加工 ツ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業 テ 玩具煙火の製造 ト 引火性溶剤を用いるドライクリーニング，ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付け（赤外線を用いるものを除く。） ナ セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 ニ 絵具又は水性塗料の製造 ヌ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 ネ 骨炭その他動物質炭の製造 ノ せっけんの製造 ハ 魚粉，フェザーミール，肉骨粉，肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 ヒ 手すき紙の製造 フ 羽又は毛の洗浄，染色又は漂白 ヘ ぼろ，くず綿，くず紙，くず糸，くず毛その他これらに類するものの消毒，選別，洗浄又は漂白 ホ 製綿，古綿の再製，起毛，せん毛，反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの マ 骨，角，牙，ひづめ又は貝殻の引割り又は乾燥研磨で原動機を使用するもの ミ 鉱物，岩石，土砂，コンクリート，アスファルト・コンクリート，硫黄，金属，ガラス，れんが，陶磁器，骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの ム レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの メ 墨，懐炉灰又は練炭の製造 モ 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又は窯を使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。） ヤ 瓦，れんが，土器，陶磁器，人造と石，るつぼ又はほうろう鉄器の製造 ユ ガラスの製造又は砂吹き ヨ 金属の溶射又は砂吹き ラ 鉄板の波付加工 リ ドラム缶の洗浄又は再生 ル スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 レ 伸線，伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの ロ スエーピングマシン又はロールを用いる金属の鍛造 (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9		織，撚(ねん)糸，組ひも，編物，製袋又はやすりの目立てで出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの サ 製針又は石材の引割りで出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの シ 合成樹脂の射出成形加工 ス 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削 セ メッキ ソ 原動機を使用する印刷 タ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工 チ タンブラーを使用する金属の加工 ツ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業 テ 玩具煙火の製造 ト 引火性溶剤を用いるドライクリーニング，ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付け（赤外線を用いるものを除く。） ナ セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 ニ 絵具又は水性塗料の製造 ヌ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 ネ 骨炭その他動物質炭の製造 ノ せっけんの製造 ハ 魚粉，フェザーミール，肉骨粉，肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 ヒ 手すき紙の製造 フ 羽又は毛の洗浄，染色又は漂白 ヘ ぼろ，くず綿，くず紙，くず糸，くず毛その他これらに類するものの消毒，選別，洗浄又は漂白 ホ 製綿，古綿の再製，起毛，せん毛，反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの マ 骨，角，牙，ひづめ又は貝殻の引割り又は乾燥研磨で原動機を使用するもの ミ 鉱物，岩石，土砂，コンクリート，アスファルト・コンクリート，硫黄，金属，ガラス，れんが，陶磁器，骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの ム レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの メ 墨，懐炉灰又は練炭の製造 モ 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又は窯を使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。） ヤ 瓦，れんが，土器，陶磁器，人造と石，るつぼ又はほうろう鉄器の製造 ユ ガラスの製造又は砂吹き ヨ 金属の溶射又は砂吹き ラ 鉄板の波付加工 リ ドラム缶の洗浄又は再生 ル スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 レ 伸線，伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの ロ スエーピングマシン又はロールを用いる金属の鍛造 (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9

改正後		改正前	
	に定めるもの（法別表第2（ぬ）項第4号の規定により定めるもの（アルコール類の貯蔵又は処理に供するものを除く。）に限る。） (3) キャバレー，料理店その他これらに類するもの (4) 原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの (5) 劇場，映画館若しくは演芸場又はナイトクラブその他これに類するもの (6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので次に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。） ア 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） イ 総合的設計による1団地の建築物に附属する自動車車庫で，床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該団地内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの (9) カラオケボックスその他これに類するもの (10) 観覧場又は店舗，飲食店若しくは展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分（観覧場の用途に供する部分にあっては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの		に定めるもの（法別表第2（ぬ）項第4号の規定により定めるもの（アルコール類の貯蔵又は処理に供するものを除く。）に限る。） (3) キャバレー，料理店その他これらに類するもの (4) 原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの (5) 劇場，映画館若しくは演芸場又はナイトクラブその他これに類するもの (6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので次に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。） ア 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） イ 総合的設計による1団地の建築物に附属する自動車車庫で，床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該団地内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの (9) カラオケボックスその他これに類するもの (10) 観覧場又は店舗，飲食店若しくは展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分（観覧場の用途に供する部分にあっては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
前掲小売店舗地区内に建築してはならない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの（第2号及び第11号に掲げる建築物を除く。） (2) 店舗，飲食店，展示場，遊技場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が6万5,000平方メートル（第5条第1項の認定を受けた建築物にあっては，7万平方メートルを上限として市長が認める面積）を超えるもの		

議案第 27 号

盛岡広域都市計画事業浅岸地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

1 趣旨

浅岸地区土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 内容

当該施行規程を廃止するものである。

3 施行期日

公布の日

議案第 28 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営盛岡駅前アパート 1 号館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市改良住宅条例の別表から市営盛岡駅前アパート 1 号館を削る。

3 施行期日

公布の日

4 その他

市営盛岡駅前アパートは下層階に店舗等が入居する複合建築物であり，借地である敷地は狭小で老朽化も進んでいることから，盛岡市市営住宅長寿命化計画に基づき，市営盛岡駅前アパート 1 号館の用途を廃止しようとするものである。

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市改良住宅条例

昭和37年 9 月 29 日 条例第37号

改正 略

令和4年 月 日 条例第 号

盛岡市改良住宅条例

第 1 条及び第 2 条 略

(設置)

第 3 条 改良住宅を別表のとおり設置する。

第 4 条から第41条まで 略

附 則 略

附 則 (令和4年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

名称	位置	竣(し ゆん) 工年 度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート 2 号館	盛岡市盛岡駅前 北通	昭54	21	中層耐火 5 階建

改正前

○盛岡市改良住宅条例

昭和37年 9 月 29 日 条例第37号

改正 略

盛岡市改良住宅条例

第 1 条及び第 2 条 略

(設置)

第 3 条 改良住宅を別表のとおり設置する。

第 4 条から第41条まで 略

附 則 略

別表 (第 3 条関係)

名称	位置	竣(し ゆん) 工年 度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート 1 号館	盛岡市盛岡駅前 北通	昭48	32	中層耐火 5 階建
市営盛岡駅前アパート 2 号館	盛岡市盛岡駅前 北通	昭54	21	中層耐火 5 階建

議案第 29 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

きたくり保育園を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第3条の表からきたくり保育園の項を削る。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 その他

盛岡市立保育所民営化計画及び第4次民営化実施計画に基づき、盛岡市立きたくり保育園を令和5年4月1日から民営化する。

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																						
○盛岡市保育所条例 昭和62年 3 月 23 日 条例第 9 号 改正 略 令和 4 年 月 日 条例第 号 盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。 第 1 条及び第 2 条 略 （設置） 第 3 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第 3 項の規定により、保育所を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町 9 番33号</td></tr> <tr> <td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地 3</td></tr> <tr> <td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr> <tr> <td>とりょう保育園</td><td>盛岡市肴町 2 番 8 号</td></tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番 1 号</td></tr> <tr> <td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地 1</td></tr> <tr> <td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割 4 番地 2</td></tr> <tr> <td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地 2</td></tr> </table> 第 4 条から第 7 条まで 略 附 則 略 附 則（令和 4 年条例第 号） この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町 9 番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地 3	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりょう保育園	盛岡市肴町 2 番 8 号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番 1 号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地 1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割 4 番地 2	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地 2	○盛岡市保育所条例 昭和62年 3 月 23 日 条例第 9 号 改正 略 盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。 第 1 条及び第 2 条 略 （設置） 第 3 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第 3 項の規定により、保育所を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町 9 番33号</td></tr> <tr> <td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地 3</td></tr> <tr> <td>きたくり保育園</td><td>盛岡市厨川一丁目 7 番 1 号</td></tr> <tr> <td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr> <tr> <td>とりょう保育園</td><td>盛岡市肴町 2 番 8 号</td></tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番 1 号</td></tr> <tr> <td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地 1</td></tr> <tr> <td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割 4 番地 2</td></tr> <tr> <td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地 2</td></tr> </table> 第 4 条から第 7 条まで 略 附 則 略	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町 9 番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地 3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目 7 番 1 号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりょう保育園	盛岡市肴町 2 番 8 号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番 1 号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地 1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割 4 番地 2	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地 2
名称	位置																																						
くりやがわ保育園	盛岡市新田町 9 番33号																																						
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地 3																																						
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																						
とりょう保育園	盛岡市肴町 2 番 8 号																																						
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番 1 号																																						
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地 1																																						
見前保育園	盛岡市三本柳10地割 4 番地 2																																						
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地 2																																						
名称	位置																																						
くりやがわ保育園	盛岡市新田町 9 番33号																																						
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地 3																																						
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目 7 番 1 号																																						
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																						
とりょう保育園	盛岡市肴町 2 番 8 号																																						
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番 1 号																																						
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地 1																																						
見前保育園	盛岡市三本柳10地割 4 番地 2																																						
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地 2																																						

議案第 30 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

向中野児童センターを設置しようとするものである。

2 改正の内容

第2条第1項の表に次のように加える。

盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号
---------------	-----------------

3 施行期日

令和5年4月1日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																														
○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 （設置） 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> </table> 2 児童館に次表のとおり分室を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> </table> 第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号）	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略 盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。 第1条 略 （設置） 第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字宇登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> </table> 2 児童館に次表のとおり分室を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> </table> 第3条から第17条まで 略 附 則 略	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
名称	位置																																																																																																																																																																														
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																														
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																														
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																														
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																														
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																														
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																														
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22																																																																																																																																																																														
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																														
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																														
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																														
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																														
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																														
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																														
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																														
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																														
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																														
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																														
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																														
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																														
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																														
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																														
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																																																																																														
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																														
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																														
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																														
名称	位置																																																																																																																																																																														
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																														
名称	位置																																																																																																																																																																														
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																														
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																														
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																														
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																														
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																														
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																														
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22																																																																																																																																																																														
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																														
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																														
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																														
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																														
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																														
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																														
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地3																																																																																																																																																																														
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																														
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																														
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																														
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																														
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																														
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																														
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																														
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																														
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																														
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																														
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																																																																																														
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																														
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																														
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																														
名称	位置																																																																																																																																																																														
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																														

改正後	改正前
この条例は、令和5年4月1日から施行する。	

議案第 31 号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正に伴い、児童福祉施設の長の懲戒等に係る権限を濫用してはならない者の範囲を改めるとともに、母子生活支援施設の長の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられることに伴い、当該省令の改正が行われたため、児童福祉施設の長の懲戒等に係る権限を濫用してはならない者について、対象範囲を児童等（満20歳に満たない者）から児童（満18歳に満たない者）と改めるもの。

また、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例についても、附則において同様の改正を行うもの。

(2) 母子生活支援施設の長の資格要件について、児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間、また、社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間としていたところ、これを相談援助業務に従事した期間とすることと改めるもの。

(3) 本条例の施行の際に母子生活支援施設の長として勤務した者が、本条例の施行後も引続き職員として業務を行うことができることとするため、当該母子生活支援施設の長を本条例による改正後の施設運営基準に規定する母子生活支援施設の長として勤務した者とみなす経過措置を設けるもの。

3 施行期日

令和4年4月1日

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号	○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号
改正 略	改正 略
令和4年 月 日条例第 号	
盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第11条まで 略 (懲戒に係る権限の濫用禁止)	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第11条まで 略 (懲戒に係る権限の濫用禁止)
第12条 児童福祉施設の長は、入所している児童	第12条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第6条の2第1項に
に対し法第47条第1	規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1
項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項	項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項
の規定に基づき懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとると	の規定に基づき懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとると
きは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	きは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
第13条から第25条まで 略	第13条から第25条まで 略
(母子生活支援施設の長の資格等)	(母子生活支援施設の長の資格等)
第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、母	第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、母
子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるために厚生労働大臣	子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるために厚生労働大臣
が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、	が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、
母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関し学識経験を有する者	(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関し学識経験を有する者
(2) 社会福祉士の資格を有する者	(2) 社会福祉士の資格を有する者
(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者	(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ	(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ
って、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が	って、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が
指定する講習会の過程を終了したもの	指定する講習会の過程を終了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第	ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業
13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下この号におい	
て同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業	
務を含む。）に従事した期間	
イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務	イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉法第2条
に従事した期間	第1項に規定する社会福祉事業に従事した期間
ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に	ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に
該当する期間を除く。）	該当する期間を除く。）
2 母子生活支援施設の長は、その資質を向上させるために厚生労働大臣が	2 母子生活支援施設の長は、その資質を向上させるために厚生労働大臣が
指定する者が行う研修を2年に1回以上受けなければならない。ただし、	指定する者が行う研修を2年に1回以上受けなければならない。ただし、
やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
第27条から第41条まで 略	第27条から第41条まで 略
附 則 略	附 則 略
附 則（令和4年条例第 号抄）	
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	
2 この条例の施行の際現に改正前の盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の	
基準を定める条例第26条第1項第4号に該当する母子生活支援施設の長	
は、改正後の盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第26	
条第1項第4号に該当する母子生活支援施設の長とみなす。	

改正後			改正前		
○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号			○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号		
改正 略			改正 略		
令和4年 月 日条例第 号					
盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第14条まで 略			盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第14条まで 略		
(盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)			(盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)		
第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第15条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）	第4条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）	第5条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の	第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定子ども園	第5条第4項及び第8条第1項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定子ども園
第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児	第10条の見出し及び第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所者	園児
第10条	又は入所	又は入園	第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所している児童	園児	第11条	入所している児童	園児
	当該児童	当該園児		当該児童	当該園児
第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長（以下「園長」という。）	第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長（以下「園長」という。）
	入所している児童	児童福祉法第47条第3項		入所している児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）	児童福祉法第47条第3項
	に				
第14条第1項	対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項		第14条第1項	対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	
	その児童	園児		その児童等	園児
第14条第1項	入所者	保育を必要とする子ども	第14条第1項	入所者	保育を必要とする子ども

改正後			改正前		
		に該当する園児			に該当する園児
	第 9 条	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第 2 項において読み替えて準用する第 9 条		第 9 条	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第 2 項において読み替えて準用する第 9 条
	社会福祉施設	学校，社会福祉施設等		社会福祉施設	学校，社会福祉施設等
第18条	入所者	園児	第18条	入所者	園児
第19条第 1 項	援助	教育及び保育（3 歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援	第19条第 1 項	援助	教育及び保育（3 歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所者	園児		入所者	園児
第19条第 2 項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について	第19条第 2 項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について
第33条第 7 号	又は遊戯室	，遊戯室又は便所	第33条第 7 号	又は遊戯室	，遊戯室又は便所
第33条第 7 号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい，同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける場合にあっては，耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物	第33条第 7 号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい，同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける場合にあっては，耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
第33条第 7 号イ	施設又は設備	設備	第33条第 7 号イ	施設又は設備	設備
第33条第 7 号ウ	施設及び設備	設備	第33条第 7 号ウ	施設及び設備	設備
第33条第 7 号カ	乳幼児	園児	第33条第 7 号カ	乳幼児	園児
第34条	第14条第 1 項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第 1 項において読み替えて準用する第14条第 1 項	第34条	第14条第 1 項	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例第15条第 1 項において読み替えて準用する第14条第 1 項
	幼児	園児		幼児	園児
	乳幼児	園児		乳幼児	園児
第38条	保育所の長	園長	第38条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育
2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第 9 条の規定は，幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において，同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と，設備については「他の学校，社会福祉施設等の設備を兼ねる」と，「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と，設備については「設備」と，同条中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは「は，その運営上必要と認められる場合」と，「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と，設備については「設備」と，「必要に応じ，当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と，設備については「他の学校，社会福祉施設等」と，「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第 6 項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と，設備については「乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。			2 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第 9 条の規定は，幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において，同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と，設備については「他の学校，社会福祉施設等の設備を兼ねる」と，「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と，設備については「設備」と，同条中「に他の社会福祉施設を併せて設置するとき」とあるのは「は，その運営上必要と認められる場合」と，「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と，設備については「設備」と，「必要に応じ，当該児童福祉施設を併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と，設備については「他の学校，社会福祉施設等」と，「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第 6 項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と，設備については「乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。		
第16条 略			第16条 略		
附 則 略			附 則 略		
附 則（令和 4 年条例第 号抄）					

改正後	改正前
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	